

被扶養者の認定及び取消等について

組合員が扶養している者のうち、公立学校共済組合の被扶養者として認定されている者は、一定の給付等を受けることができます。

被扶養者としての認定要件は次のとおりですが、給与条例等に規定されている扶養親族の要件とは一部異なっている部分があります。また、給与条例による扶養親族（扶養手当）の手続きとは別に、共済組合への被扶養者の申告を行うことにより、共済組合の被扶養者となります。

1 被扶養者として認められる場合

被扶養者は、組合員と一定の身分関係にあり、主として組合員の収入によって生計を維持している者でなければなりません。

(1) 主として組合員の収入により生計を維持する者で次に掲げる者

組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）・子・養子・実父母・養父母・孫・祖父母・兄弟及び姉妹

なお、上記の者については、同居していない場合においても認定することができます。

(2) 主として組合員の収入により生計を維持し、かつ、組合員と同一世帯に属する者で次に掲げる者

ア 三親等以内の親族で(1)以外の者（組合員の伯（叔）父母・甥・姪・配偶者の父母等。別表「被扶養者の範囲」参照）

イ 組合員と事実上の婚姻関係にある配偶者の父母及び子（その配偶者死亡後におけるその父母及び子を含む。）

なお、組合員と同一世帯に属するとは、組合員と生計を共にし、組合員と同居している場合をいうが、例外として組合員の転勤等に際して一時的に別居を余儀なくされた場合には、同居していることを要しない。

(3) 日本国内に生活の基礎を有する者として、次に掲げる者

ア 日本国内に住所を有する者

イ 日本国内に住所を有しないが、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる、次に掲げる者

①外国において留学をする学生

②外国に赴任する組合員に同行する者

③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者

④組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②に掲げる者と同等と認められる者

⑤①から④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

2 被扶養者として認められない場合

主として組合員の収入により生計を維持する者であっても、次に該当する場合は被扶養者として認定できません。

(1) 組合員以外の者が、地方公共団体や国から給与条例等の規定による扶養手当を受けている場合

(2) 組合員が他の者と共同して扶養している場合において、社会通念上その組合員が主たる扶養者でない場合

(3) 年額130万円以上又は月額108,334円以上の所得がある場合

ただし、所得の一部若しくは全部が障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者は60歳以上の者は、年額180万円以上又は月額150,000円以上の所得がある場合

(4) 海外で就労ビザを取得している等、日本での居住実態がないと認められる場合

3 所得額の考え方

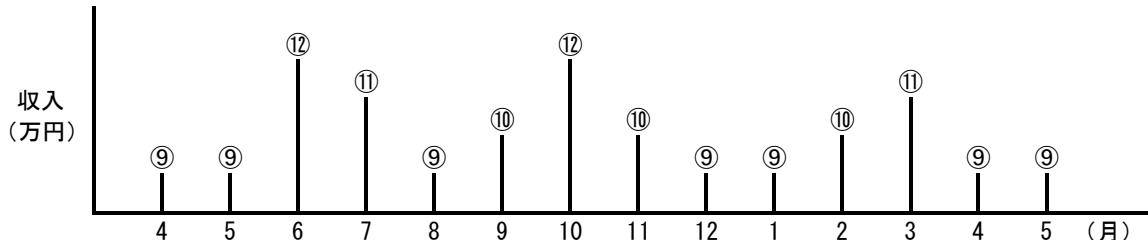
共済組合における所得とは、所得税法上の所得をいうものではなく、年間における次にあげる恒常的な収入の総額をいいます。

年間における恒常的な収入とは、暦年でいう1月から12月までの収入額をいうのではなく、事由が発生した日から向こう1年間の収入額となります。

(1) 紙与所得

- ア 年間における恒常的な紙与収入の総額をいいます。
- イ 雇用された時点で年間の所得額が 130 万円、60 歳以上の者は 180 万円（以下「認定基準年額」という。）未満及び 1 か月の所得額が 108,334 円（ $130 \text{ 万円} \div 12 \text{ 月}$ ）、公的年金等受給者は 150,000 円（ $180 \text{ 万円} \div 12 \text{ 月}$ ）（以下「認定基準月額」という。）未満になることが明らかな場合は認定できます。
- ウ 月額所得が変動する場合において、認定基準月額以上にならないことが恒常的に見込まれるとき、一時的に認定基準月額以上であっても、認定基準年額以上となるまでの間は認定できます。ただし、月の所得額が 3 か月連続して認定基準月額以上となる場合などは認定できません。
- また、認定取消後は、著しく異なる事情により恒常的に認定基準月額未満であることが確実と認められるときに再び認定できます。

（例）



この例の場合、月額所得が変動するが、認定基準月額以上にならないことが恒常的に見込まれ、認定基準月額以上の月（6 月）から向こう一年間の所得が 121 万円（認定基準年額未満）なので認定できます。

- エ 雇用期間が 3 か月以下の期間であることが明らかである場合は、1 か月の所得額が認定基準月額以上であっても認定基準年額未満の間は認定できます。

ただし、所得額が認定基準月額以上で雇用期間が引き続き延長され 3 か月を越えることが明らかになった場合は、その時点で認定取

消となります。

- オ 実績額と見込額が異なる場合には、遡って認定取消になる場合があります。

(2) 年金所得

年間における年金の総額をいいます。

年金とは、国民年金・厚生年金・共済年金・障害年金・遺族年金・恩給・扶助料・農業者年金等の公的年金等及び企業年金・私的年金等の個人年金を指し、課税・非課税を問いません。

(3) 事業・不動産及び農業所得

年間における営業収入、土地及び建物の貸付収入、農産物売渡収入等の総額をいいます。ただし、確定申告書及び収支内訳書により、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費（所得税法上認められている経費とは異なります。）がある場合は、総収入額からその必要と認められる経費を控除した後の額をいいます。

必要と認められる経費は、事業内容等により異なります。該当者がいる場合、必要と認められる経費について不明なときは共済組合に確認してください。

	右欄以外	60 歳以上の者又は年齢にかかわらず障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者
個人年金・恩給 事業所得・不動産所得等	年額 130 万円未満	年額 180 万円未満
雇用保険（失業給付、傷病手当金等）	日額 3,612 円	日額 5,000 円未満
給料等	月額 108,334 円未満	月額 150,000 円未満

所得額の考え方の注意事項

- ・通勤手当は、所得に含めて取り扱います。
- ・認定されている被扶養者が給与所得者（パート・アルバイト等を含む。）の場合、毎月の所得額の確認をしてください。認定基準月額以上の所得がある場合、認定取消になることがあります。
- ・退職手当金は一時的な所得とします。
- ・雇用保険法による特例一時金及び高年齢求職者給付金は一時的な所得とします。
- ・雇用保険法による失業給付等の待機期間及び給付制限期間は失業等給付の支給を受けていないので認定できます。
- ・雇用保険の基本手当の日額が認定基準日額 3,612 円（130 万円 ÷ 360 日）以上の場合は、基本手当の給付日数にかかわらず受給期間中は被扶養者として認定できません。その期間については国民健康保険に加入してください。
- ・不動産売却により一時的に所得があっても恒常的な所得とは見なしません。ただし、それを銀行等に預金し利子が発生した場合（利子所得）は恒常的な所得と見なします。
- ・育児休業手当金や傷病手当金又は労働災害等による休業補償は恒常的な所得と見なします。ただし、出産手当金については、恒常的な所得と見なしません。
- ・事業・不動産及び農業所得のある者を被扶養者として認定している場合は、毎年確定申告が終了した時点で、確定申告書及び収支内訳書で経費等の確認をしてください。認定取消になることがあります。
- ・組合員の父母等が農耕に従事しているが、その農業所得は組合員名義となっている場合は、名義上の所得の帰属にかかわらず父母等の所得と見なします。

被扶養者の認定を取り消すときの注意事項

- ・組合員の被扶養者である同居を要する親族（甥・姪等）が、大学等に在学するため組合員と別居を余儀なくされ、勉学に必要な生活費や教育費を組合員が負担し、主として組合員の収入により生計を維持している場合であっても、組合員の転勤等、組合員自身の勤務の都合上別居を余儀なくされた場合を除き、被扶養者として認定することはできません。したがって、別居の日から認定取消となります。
- ・離婚による被扶養者の取消日は、協議離婚等の届出を行った日の翌日とします。
- ・事業所得が認定基準年額以上であることが確認されたときの認定取消日は、当該確定申告を行った日（税務署の收受印の押印日。郵送の場合は郵送日。）とします。
- ・被扶養者として認定されている者が事業をはじめ、明らかに認定基準年額以上の所得が見込まれる場合の取消日は開業届出日とし、「開業届出書」により確認します。ただし、所得の推測が困難な場合は、翌年の確定申告により判断し、認定基準年額以上の場合の取消日は、確定申告を行った日とします。
- ・年金受給者である被扶養者について、年金改定により改定後の年金額が認定基準年額以上の場合の取消日は、年金受給者が改定通知書を受領した日とします。
- ・被扶養者として認定されていた者が、新たに年金を受給することになり、その年金額が認定基準年額以上の場合の取消日は、年金証書の支払開始月の初日とします。
- ・被扶養者として認定されていた者が、若年停止解除により年金を受給することになり、その年金額が認定基準年額以上の場合の取消日は、誕生日前日の属する月の翌月の初日とします。

共働きの被扶養者の認定と扶養替えについて

- ①年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後 1 年間の収入を見込んだものとする）の多い方の被扶養者とします。
- ②主たる生計維持者が育児休業を取得した場合でも、被扶養者の異動は必要ありません。
- ③夫婦双方又はいずれか一方が共済組合員であって、その者に被扶養者とすべき者に係る扶養手当又はこれに相当する手当（以下「扶養手当等」という。）の支給が認定されている場合には、その認定を受けている者の被扶養者として差し支えありません。なお、扶養手当等の支給が認定されていないことのみを理由に被扶養者として認定しないことはできません。

* 処理コード表 *

▼ 性別

コード	性 別
1	男
2	女

▼ 年号

コード	年 号
1	明治
2	大正
3	昭和
4	平成
5	令和

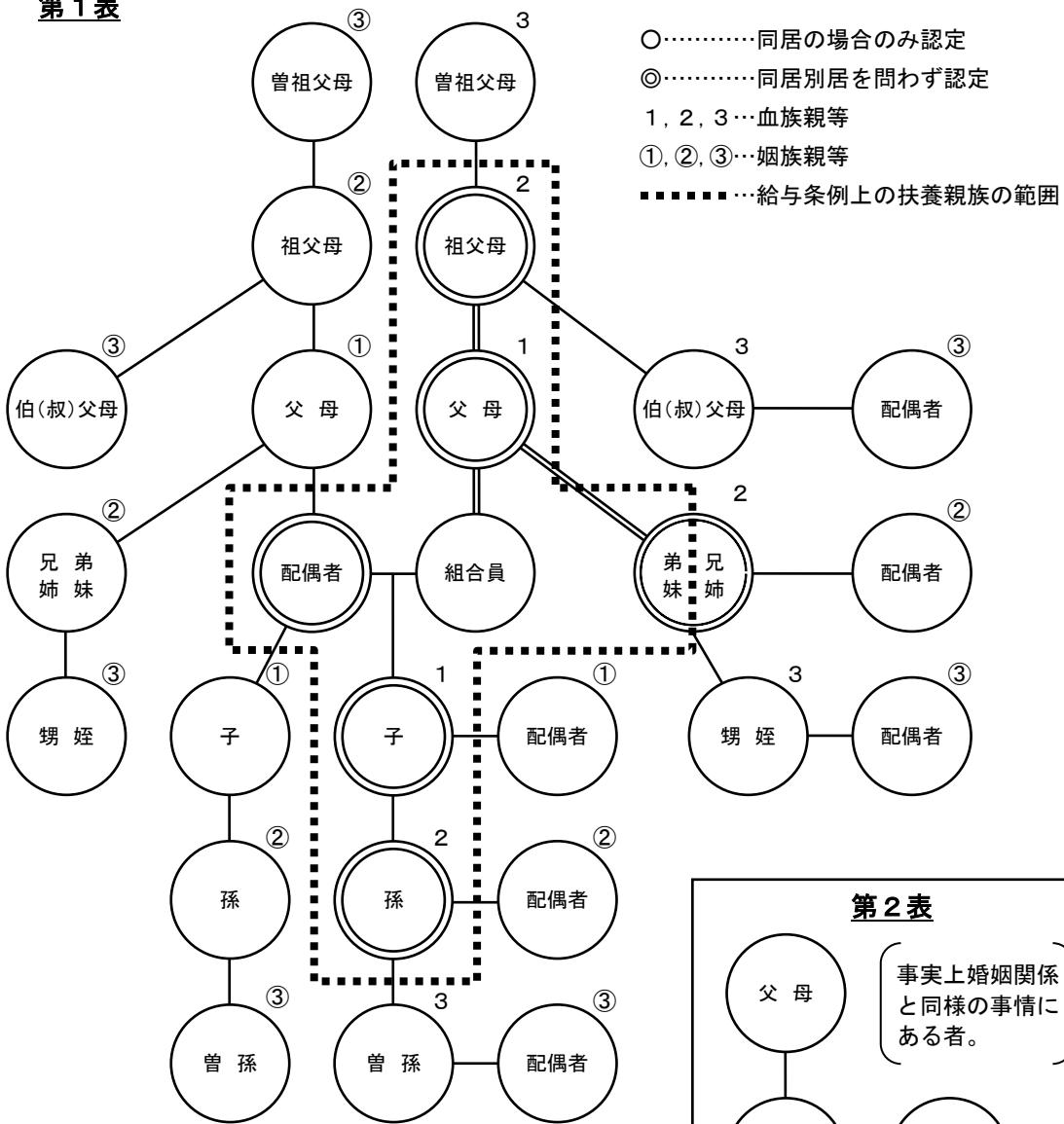
▼ 続柄

コード	続 柄	コード	続 柄	コード	続 柄
00	本人	31	父	71	曾祖父
01	夫	32	養父	72	伯父・叔父
02	妻	33	義父	73	甥
10	配偶者の子	41	母	74	義曾祖父
11	長男	42	養母	75	義伯父・義叔父
12	二男	43	義母	76	義甥
13	三男	51	兄	77	曾孫
14	四男	52	弟	81	曾祖母
15	五男	53	祖父	82	伯母・叔母
16	六男	54	義兄	83	姪
17	七男	55	義弟	84	義曾祖母
18	八男	56	義祖父	85	義伯母・義叔母
19	九男以上	57	孫	86	義姪
20	養子	61	姉	87	配偶者の曾孫
21	長女	62	妹	90	子の配偶者
22	二女	63	祖母	91	孫の配偶者
23	三女	64	義姉	92	兄弟姉妹の配偶者
24	四女	65	義妹	93	甥姪の配偶者
25	五女	66	義祖母	94	曾孫の配偶者
26	六女	67	配偶者の孫	95	伯(叔)父の配偶者
27	七女			96	伯(叔)母の配偶者
28	八女			▼上記に該当しない場合	
29	九女以上			99	その他

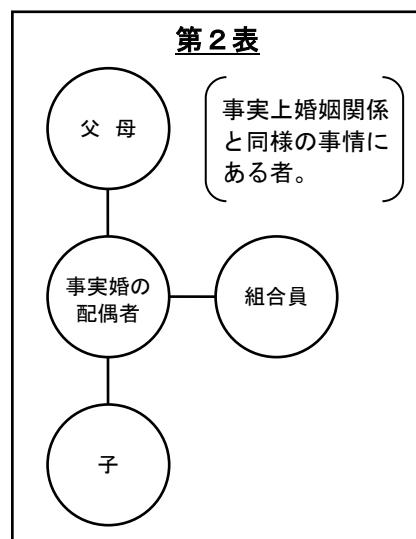
被扶養者の範囲

(3親等内の親族)

第1表



第2表



4 被扶養者の認定要件の考え方

被扶養者として認定する際、認定対象者が無収入又は認定基準額未満の収入であっても主たる扶養義務者が他により、その者に扶養能力がある場合は認定できません。

(1) 主たる扶養義務者の所得等の考え方

ア 夫婦共働きの場合

(ア) 組合員に扶養手当又はこれに相当する手当の支給が行われている場合は、その支給を受ける者の被扶養者として認定します。

(イ) (ア)以外の場合には、夫婦双方の年間収入（前年分の年間収入）を比較し多い方の被扶養者とします。双方の年間収入が同程度であるときは「被扶養者申告書」を提出した組合員の被扶養者として認定します。

同程度の範囲については、夫婦双方の年間収入の差額の、年間収入が多い方のその額に対する割合が、1割以内である場合として取り扱います。

イ 父母の認定の場合

夫婦については、相互扶助すべきであることを先に考慮し、また兄弟姉妹の他の扶養義務者の扶養能力の有無等を確認のうえ認否を判定します。

ウ 祖父母・孫・甥・姪・伯(叔)父母・姻族等の認定の場合

配偶者・直系血族・三親等以内の親族及び兄弟姉妹の扶養能力の有無等を確認のうえ認否を判定します。

エ 組合員と認定を受けようとする者が別居の場合

主として組合員の収入により生計を維持していること（生計維持関係）を確認のうえ認否を判定します。組合員が主たる生計維持者であることの条件として、扶養親族に対し生計費を送金していることが必要です。さらに、組合員の収入・他の扶養義務者の有無・生計維持の実態等、諸事情を総合的に判断して認否を判定します。

おおむね、組合員の送金等の負担額が、当該対象者の全収入（対象者の所得及び組合員その他の者の送金等による収入の合計）の3分の1以上の額であるときは、主として組合員が生計を維持していると考えます。

オ 認定されていた者が施設に入所した場合

同居を要件として認定されていた被扶養者が社会福祉施設（特別養護老人ホーム・身体障害者養護施設等）に入所した場合において、入所に要する費用について多少なりとも費用徴収が行われ、かつ、組合員の負担により支払われていることであれば被扶養者の認定は継続できます。

(2) 所得額の合算の考え方

被扶養者に配偶者（組合員を除く。）がいる場合は、夫婦相互扶助の観点から、両者の所得合算額が認定基準年額合算額以上の場合は認定できません。

たとえば、父・母を被扶養者として認定する場合は次のような取り扱いとなります。

(例1)

	所 得 額	認定基準年額	認 定 の 可 否
父 62歳 年 金	170万円	180万円	×
他の所得	30万円		父は、認定基準年額以上なので認定できません。
母 58歳 年 金	なし	130万円	○
他の所得	30万円		母は、認定基準年額未満であり父母の所得合算額が認定基準年額合算額未満なので認定できます。
父母の所得合算額	230万円	310万円	

(例2)

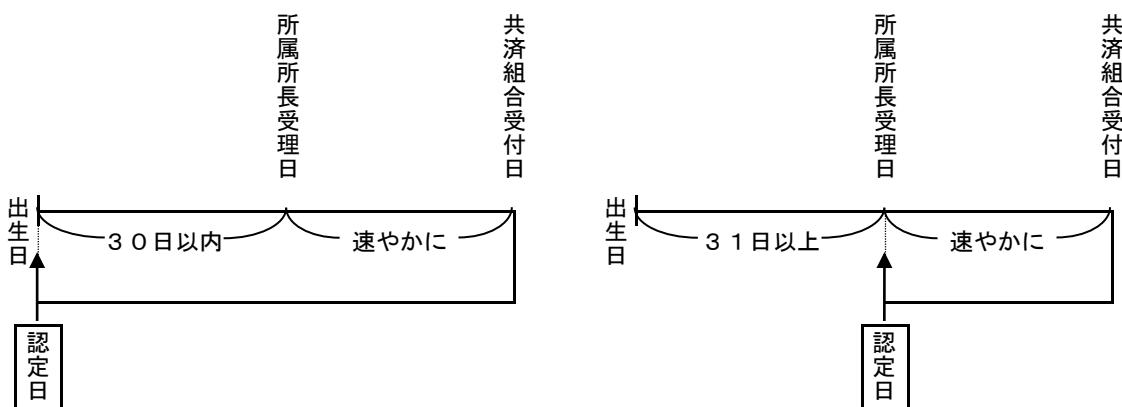
	所 得 額	認定基準年額	認 定 の 可 否
父 66歳 年 金	210万円	180万円	×
他の所得	0万円		父は、認定基準年額以上なので認定できません。
母 65歳 年 金	170万円	180万円	×
他の所得	0万円		母は、認定基準年額未満であるが、父母の所得合算額が認定基準年額合算額以上なので認定できません。
父母の所得合算額	380万円	360万円	

なお、例1についても認定する場合は、主として組合員の収入により生計を維持している者であると判断できることが必要となります。

5 被扶養者に係る届出

- (1) 組合員について次の事項に該当する事実が生じた場合は、組合員は所属所長を経て「被扶養者申告書」を共済組合に提出しなければなりません。
- ア 新たに組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合
 - イ 新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合
 - ウ 被扶養者がその要件を欠くに至った場合
- (2) 新たに被扶養者の要件を備える者が生じたときは、被扶養者の要件を備えた日から30日以内に認定申告の手続きを済ませてください。その際に所属所長は必ず受付印を押印してください。所属所長受理日は、認定日を決定する際の重要な基準となります。所属所長の受理日が要件を備えた日から30日以内であれば要件を備えた日に遡って認定されますが、30日を経過した場合は所属所長の受理日が認定日となります。所属所長は申告を受け付けた場合速やかに共済組合へ提出してください。

(例)



被扶養者に係る届出の注意事項

- 他の共済組合から転入してきた組合員に引き続き被扶養者として認定を受けようとする者がいるときは、自動的には認定されませんので、転入日より30日以内に所属所長へ認定の申告を行ってください。
- 扶養手当を受けている者の認定の場合、被扶養者の要件を備えた日とは、扶養手当の支給開始日ではなくあくまでも事実発生日（出生日・婚姻日・退職の翌日・同居日等）です。
- 雇用保険の失業等給付受給終了後に引き続き職に就くことができない場合、被扶養者の要件を備えた日とは、処理月日の翌日ではなく認定（支給）期間終了日の翌日です。
- 認定を受けようとする者が年金を請求中の場合、共済（厚生）年金の額が認定基準年額未満であることが明確でない限り被扶養者として認定できません。

6 被扶養者の認定・取消等に関する事務手続き

(1) 新規認定を受けるとき

<認定時の提出書類>

「被扶養者申告書」に次に掲げる書類を添付してください。

①の申立書については、扶養の実態を詳しく記入してください。場合によっては他の書類を求めることがあります。
なお、配偶者を被扶養者として認定するときは、国民年金第3号被保険者の届出が必要となります。

扶養手当受給の有無	認定対象者	提出書類		申立書	所得証明書	戸籍謄本	国民年金第3号被保険者関係届 (同居要件者のみ)	同一世帯全員の住民票	日本での居住実態を確認する 書類	在学証明書	年金証書	最新の年金改定通知書または 年金証書	認定対象者の配偶者に係る 所得証明書及び年金に 関する証明書	夫婦共働きの場合は、双方の 前年度収入に関する證明書	送金予定表（別居の場合）
		※1	※2												
有	(1) 配偶者・子		写	※6 写	配のみ				写	写	写				
	(2) 父母・祖父母		写	写					写		写	写	写		写
	(3) 孫・弟妹		写	写					写		写		写		写
	(4) 重度心身障害者（同居要件者のみ）		○	○		○	写		写		写				
無	(5) 配偶者	○	○	○	○				写		写				
	(6) 子・孫 兄・姉 弟・妹	大学・大学院・専修学校・各 ア種学校・高校・予備校の学生 ・生徒で収入のない者	○		○				写	○			○	○	
	イ	聴講生・研究生・留学生及び 定時制・通信制・夜間課程の 学生・生徒で収入のない者	○	○	○				写				○	○	○
	ウ	ア、イ以外の収入のない者	○	○	○				写				○	○	○
	エ	収入のある者	○	○	○				写		写		○	○	○
	(7)	ア 収入のない者	○	○	○				写			写	○	○	○
	イ 収入のある者	○	○	○					写		写	写	○	○	○
	(8)	(6)(7)以外の同一世帯にある 三親等以内の親族で収入のない者	○	○	○		○	写	○			写	○	○	
	(9)	(8)で収入のある者	○	○	○		○	写	○	写	写	写	○	○	
様式（ホームページ）		有	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	有

※ 「写」はコピーなどの写しで差し支えないものです。

※1 市区町村が発行する「所得証明書」以外に、次の(7)～(オ)に該当する者の認定には、次の書類が必要となります。

- (ア) 給与所得（パート・アルバイト等含む。）がある者……勤務先からの「給与支払見込証明書」
- (イ) 事業・不動産及び農業所得がある者……………「確定申告書（控）（税務署の受理印があるもの）」の
写し及び「収支内訳書」の写し
- (ウ) 事業を廃業した者……………「個人事業の廃業等の届出書（税務署の受理印がある
もの）の写し」
- (エ) 公務員を退職した者……………「退職辞令」の写し
- (オ) 公務員以外（臨時講師・民間会社等）で退職した者
 - a【雇用保険に加入していた者】
 - (ア) 待機期間中（給付制限期間を含む。）……………「離職票1及び2」の写し
又は「雇用保険受給資格者証」の写し

- (b) 失業等給付受給期間中（日額3,612円未満） 「雇用保険受給資格者証」の写し
 - (c) 失業等給付受給期間終了後 「雇用保険受給資格者証」の写し
 - (d) 離職票の交付を希望しないとき 「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」の写し
- (注)離職票等に個人番号が記載されている場合は、個人番号を確認できない状態にしてから写しを取ってください。
- b 【雇用保険に未加入の者】 「退職証明書」
(雇用保険未加入であった旨の証明があるもの。)

※2 同居要件者とは、血族2親等以外の者をいいます。（例：伯（叔）父母・甥・姪・配偶者の父母等）

※3 日本国内に住所を有する場合は提出不要ですが、住所を有しない場合は次の書類が必要となります。

- (ア) 外国において留学をする学生 査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
- (イ) 外国に赴任する組合員に同行する者 査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
- (ウ) 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者 査証、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
- (エ) 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、(イ)に掲げる者と同等と認められる者 出生や婚姻等を証明する書類等の写し
- (オ) (ア)から(エ)までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者 個別に判断することとなります。

※4 年金に関する証明書

- (ア) 年金の裁定等により、受給額が決定した場合 「決定（裁定）通知書」の写し
- (イ) 年金額の改定があった場合 最新の「改定通知書」の写し

※5 認定対象者の配偶者が既に被扶養者として認定されている場合は不要です。

※6 戸籍抄本の写しも可。

※7 年間収入が多い方の被扶養者とするため、両者の所得証明書を提出ください。

(2) 認定を取り消すとき

被扶養者の要件を欠いた場合、遅滞なく取消の手続をしてください。被扶養者の要件を欠いた日以後に給付を受けた（診療を受ける等）ときは、給付相当額（医療費等）を返還しなければならなくなりますので、取消は速やかに申告してください。

なお、被扶養配偶者の認定を取消しするときは、国民年金第3号被保険者の届出が必要な場合があります。

<取消時の提出書類>

「被扶養者申告書」には組合員被扶養者証のほか次に掲げる書類を添付してください。

ただし、給与条例上の扶養親族の取消を伴う場合はコピーなどの写しで差し支えありません。

ア 就職に伴い健康保険等被保険者資格取得による取消 「健康保険証等」の写し

※国民健康保険に加入の場合は「イ」により処理すること。

イ 就職等に伴い認定基準額超過による取消 「給与支払見込証明書」又は「辞令」の写し等給料額の分かるもの

ウ 他の認定基準額超過による取消

(ア) 雇用保険の失業等給付 「雇用保険受給資格者証」の写し

(イ) 事業、不動産及び農業所得 「確定申告書（控）（税務署の受理印があるもの。）」の写し
及び「収支内訳書」の写し

(ウ) 年金、恩給及び扶助料所得 「改定通知書」の写し（新・旧）、
新規受給者は「年金証書」の写し

(エ) その他所得 所得の増額がわかるもの

エ 結婚による取消 「戸籍抄本」

オ 扶養替による取消 夫婦双方の「所得証明書等」の写し、
扶養できない旨の申立書又は組合員以外の者が主たる扶養者になったことのわかるもの

- カ 死亡による取消……………「家族埋葬料請求書」で確認するので添付書類不要
 - キ 別居による取消……………「住民票」
 - ク 離婚による取消……………「戸籍謄本」
 - ケ その他の事由による取消……………取り消し事由及び発生日のわかるもの
- ※ 取り消しされた被扶養者が 70 歳以上 75 歳未満の者であるときは、「高齢受給者証」も同時に返納してください。
- ※ 被扶養者が 75 歳になったときは、後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、「被扶養者証」と「高齢受給者証」を返納してください。その際、取り消しの「被扶養者申告書」は不要です。

(3) 認定要件の確認をするとき

被扶養者に認定している者については、毎年被扶養者としての資格の確認を行うことになっています。
必要書類については例年 6 月に通知しておりますので、そちらを御参照ください。

(4) アフィリエイトやユーチューバー等の収入があるとき

アフィリエイト、ユーチューバー、LINE スタンプ販売などは閲覧数や販売数、必要経費として何がいくらかかったかによって収入が左右されるものと考えられ、基本的には事業所得者と同様、確定申告書類の内容をもって判断することになります。よって、これらの収入がある者を被扶養者とする場合、確定申告書類の写しを提出してください。
また、すでに扶養認定されている者がこれらの収入によって認定基準年額を超えた場合は、確定申告を行った日を取消日とします。